

庄内空港の半径 3km 以内で

物件の設置等を行う皆様へ

空港周辺の制限表面高の確認申請はお済ですか？



制限表面

空港の周りには、離着陸する航空機を保護する為に、障害物のない一定の空間が確保されています。

この保護空域は、制限表面として航空法第2条に規定されています。

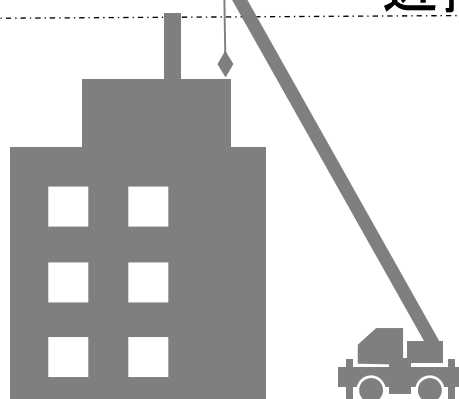
近接区域

制限表面に近接(6m以内)、または突出する場合は、航空法第49条に基づき承認を受けなければなりません。

下図の赤線内で作業をお考えの方は、連絡及び次の項目が分かる資料の提供をお願いします。

- ・ 空港と位置関係が確認できる住宅地図等。
- ・ 物件の高さが分かるもの。(クレーン等の仮設物も含む)
- ・ 作業期間が分かる工程表等。

電柱や鉄塔、地上に繫留される気球等も対象となります。



庄内空港 制限表面図

縮尺 1 : 50,000

0 0.5 1.0 1.5 km



連絡先 〒998-0112 山形県酒田市浜中字村東 30-3

山形県庄内空港事務所 施設担当 TEL 0234-92-4123 FAX 0234-92-4122

上図の赤線外でも高さ制限がある場合があります。詳しくは東京航空局へお問い合わせ願います。